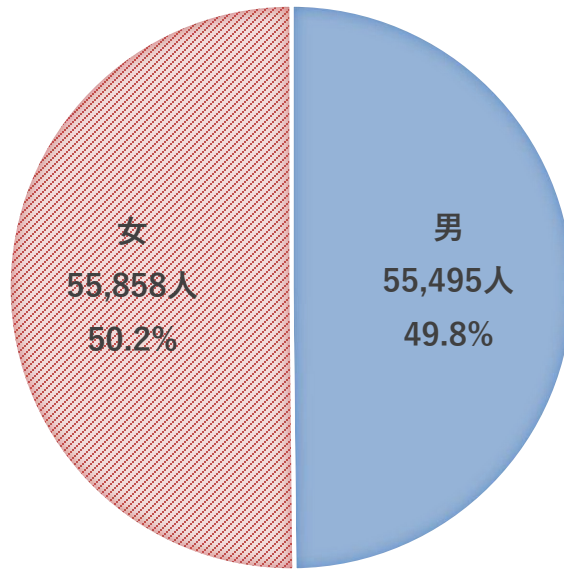


参考資料

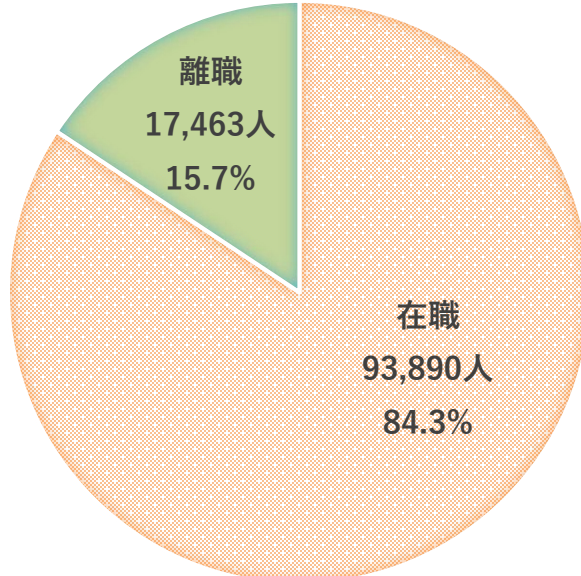
※ 以下の資料は、第11回人材開発分科会(H30.10.18)参考資料2から抜粋したもの。

一般教育訓練給付の受給者の属性

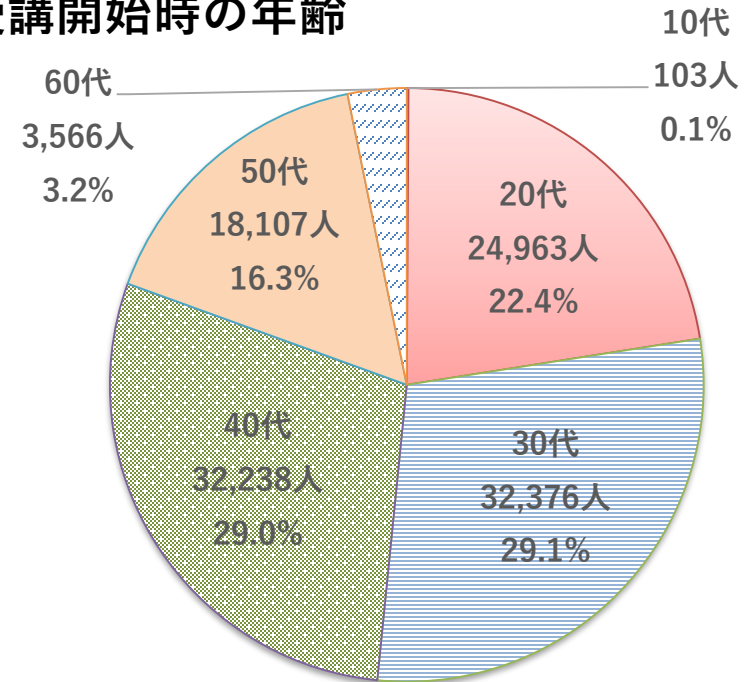
性別



受講開始時の就業状況



受講開始時の年齢

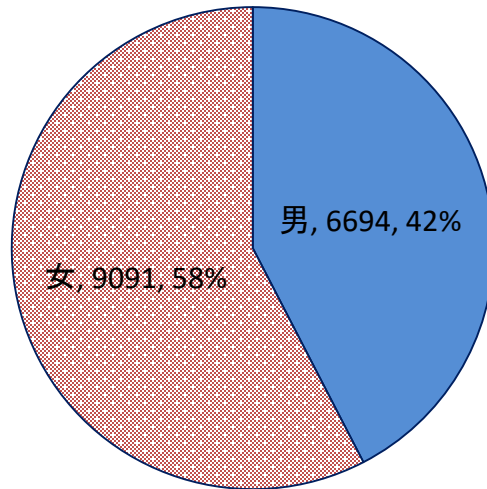


出典：雇用保険業務統計値より作成（一般教育訓練を平成28年度に修了し、一般教育訓練給付を受給した者111,353名について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施）

(参考) 専門実践教育訓練給付の受給者の属性

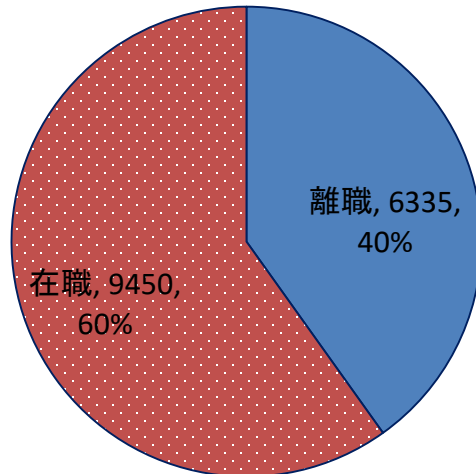
〈 再掲: 第7回労働政策審議会人材開発分科会資料2-3 4. 専門実践教育訓練の受講・受給状況 〉

性別

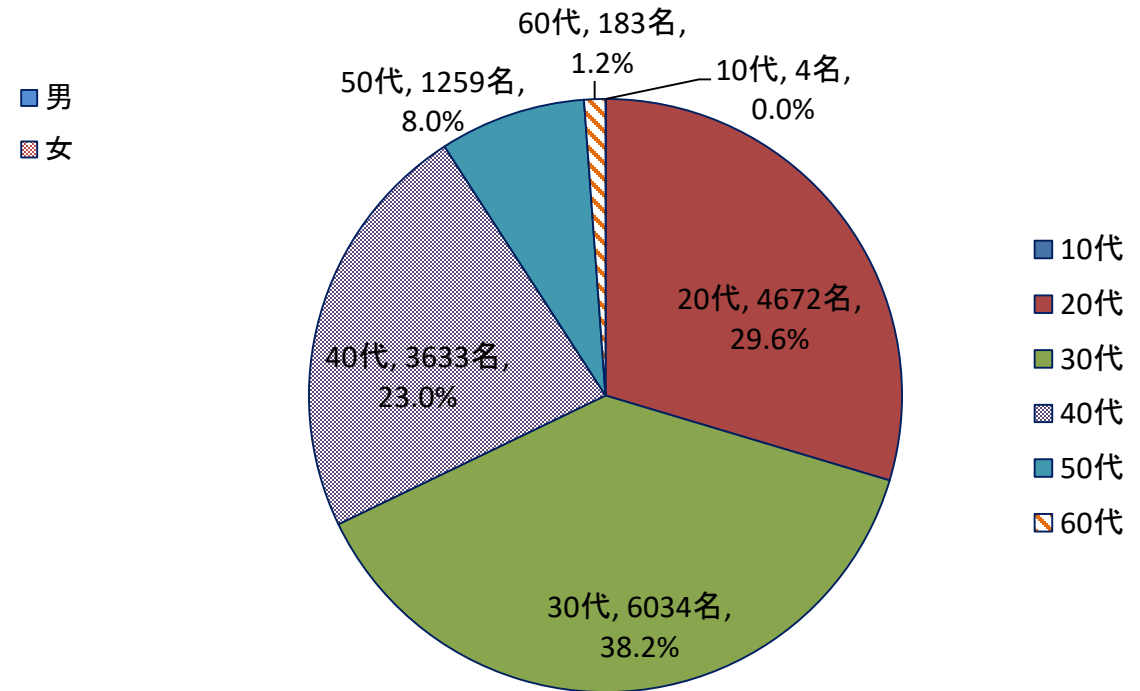


計 15,785名

受講開始時の就業状況



受講開始時の年齢

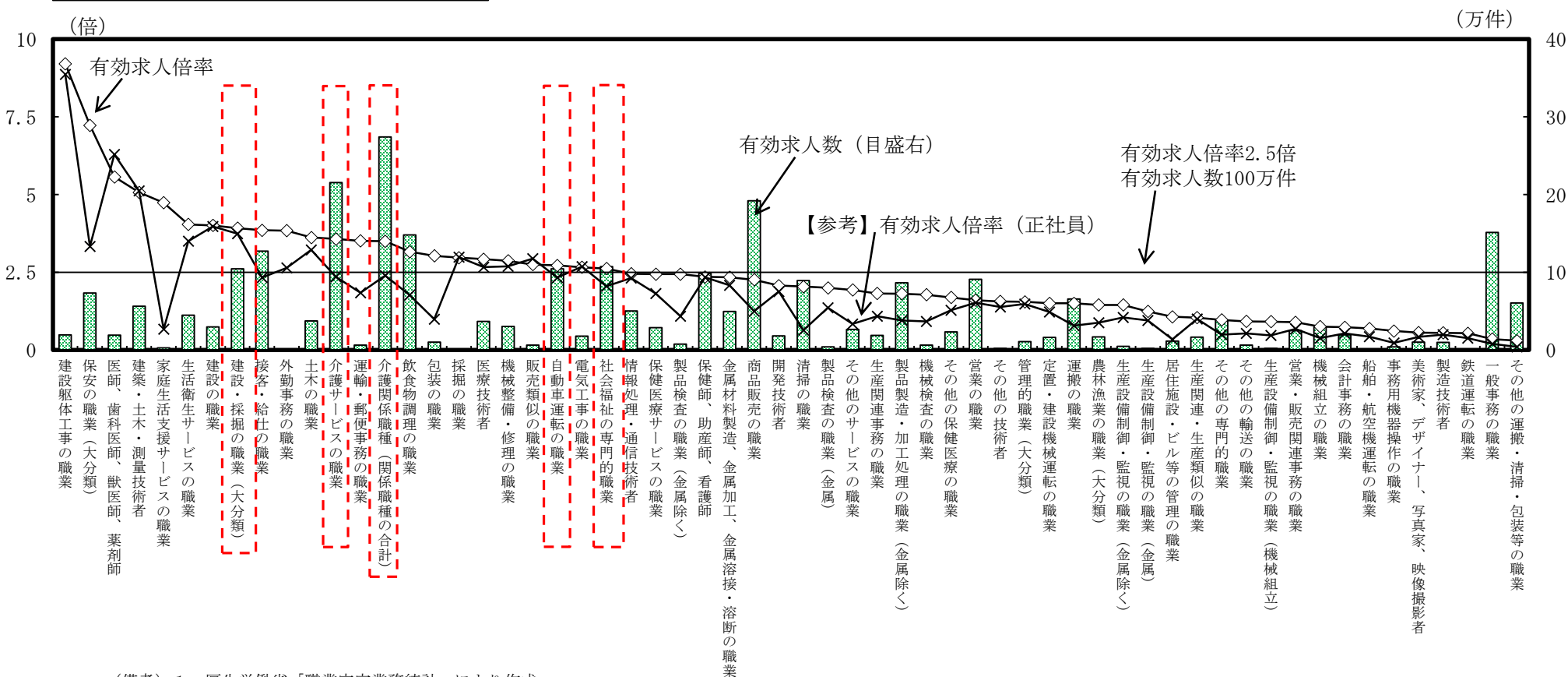


出典: 雇用保険業務統計値より作成(制度創設時～平成29年9月末時点までに専門実践教育訓練給付を受給した者15,785名について厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において分析を実施)

職業別有効求人倍率

- 職業のうち、年平均の「有効求人倍率が2.5倍を超える」「有効求人数が10万件以上」という2つの条件を満たすものとして、「建設・採掘の職業」、「介護関係職種」、「自動車運転の職業」、「社会福祉の専門的職業」などで高い。
- これらの職業は、産業別では、主に「建設業」、「介護分野」、「運輸業」などに該当する。

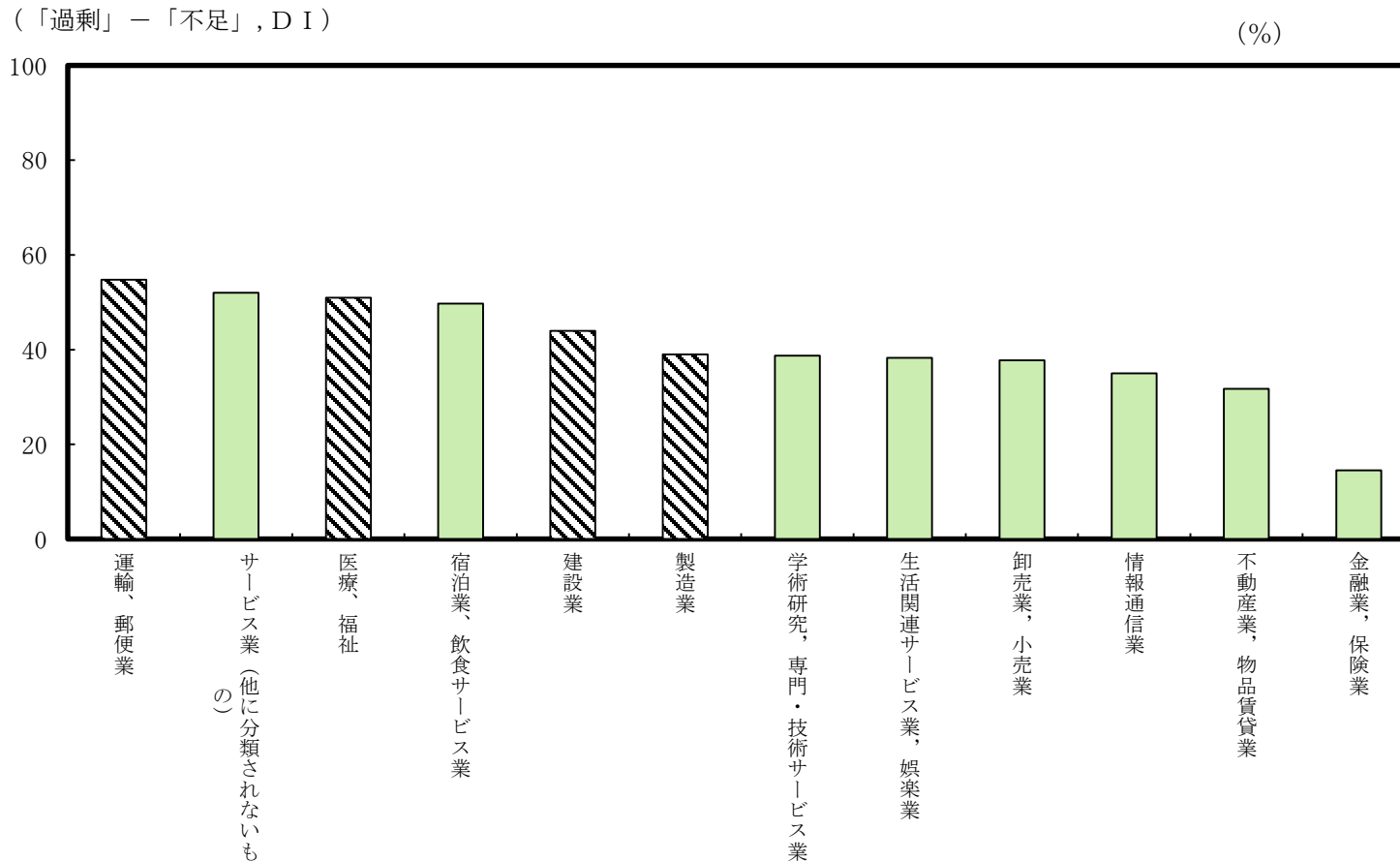
(※) 「介護関係職種」は、「介護サービス」、「社会福祉の専門的職業」の一部及び「家庭生活支援サービスの職業」の一部を合計したもの。



産業別企業の人手不足の現状(雇用判断DI)

○ 産業別に雇用判断DI（「人が不足している企業の割合」から「人が過剰な企業の割合」を引いたもの）をみると、特に運輸業、医療、福祉業、建設業、製造業において不足感が強い。

産業別人手不足感(2017年)



(備考) 厚生労働省「労働経済動向調査」により作成。

求人・求職の状況、就業者数(2017年)

有効求人倍率	3.92倍
有効求人数	1,253,716人
有効求職者数	319,787人
就業者数	302万人 (建設・採掘従事者) ※技能実習生 36,589人(2017年10月末時点) ※外国人建設就労者受入事業による受入者数 2,299人(2017年10月末時点)

人手不足の原因・特徴

- 建設業就業者の高齢化が進行
- 休日が少ない

【参考データ(建設業)】

離職率	: 7.5%	(産業全体 14.9%)
賃金	: 323.0千円	(産業全体 333.8千円)
55歳以上の者の割合	: 34.1%	(産業全体 29.7%)
月当たりの総労働時間	: 187時間	(産業全体 178時間)
非正規雇用者数の割合	: 17.4%	(産業全体 37.2%)
年休100日以上企業の割合	: 62.8%	(産業全体 79.2%)

(備考)

- 1 離職率は2016年時点の値。その他は2017年時点の値(以下同じ)。
- 2) 賃金及び月当たりの総労働時間は、建設現場で直接建設作業に従事する労働者(生産労働者)に限っている。

市場の動向

○社会資本の老朽化の進展が加速し、昭和39年の東京オリンピック以降に整備された首都高速1号線等、高度成長期以降に整備したインフラが今後一斉に老朽化し、今後20年間で、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込み。

○建設技能労働者数は、高齢化が進行し、高齢者が大量離職する見通し。中長期的な担い手確保の必要性。

《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 [約40万橋 (橋長2m以上の橋約70万のうち)]	約18%	約43%	約67%
トンネル [約1万本]	約20%	約34%	約50%
河川管理施設(水門等) [約1万施設]	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ [総延長: 約45万km]	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁 [約5千施設 (水深-4.5m以深)]	約8%	約32%	約58%

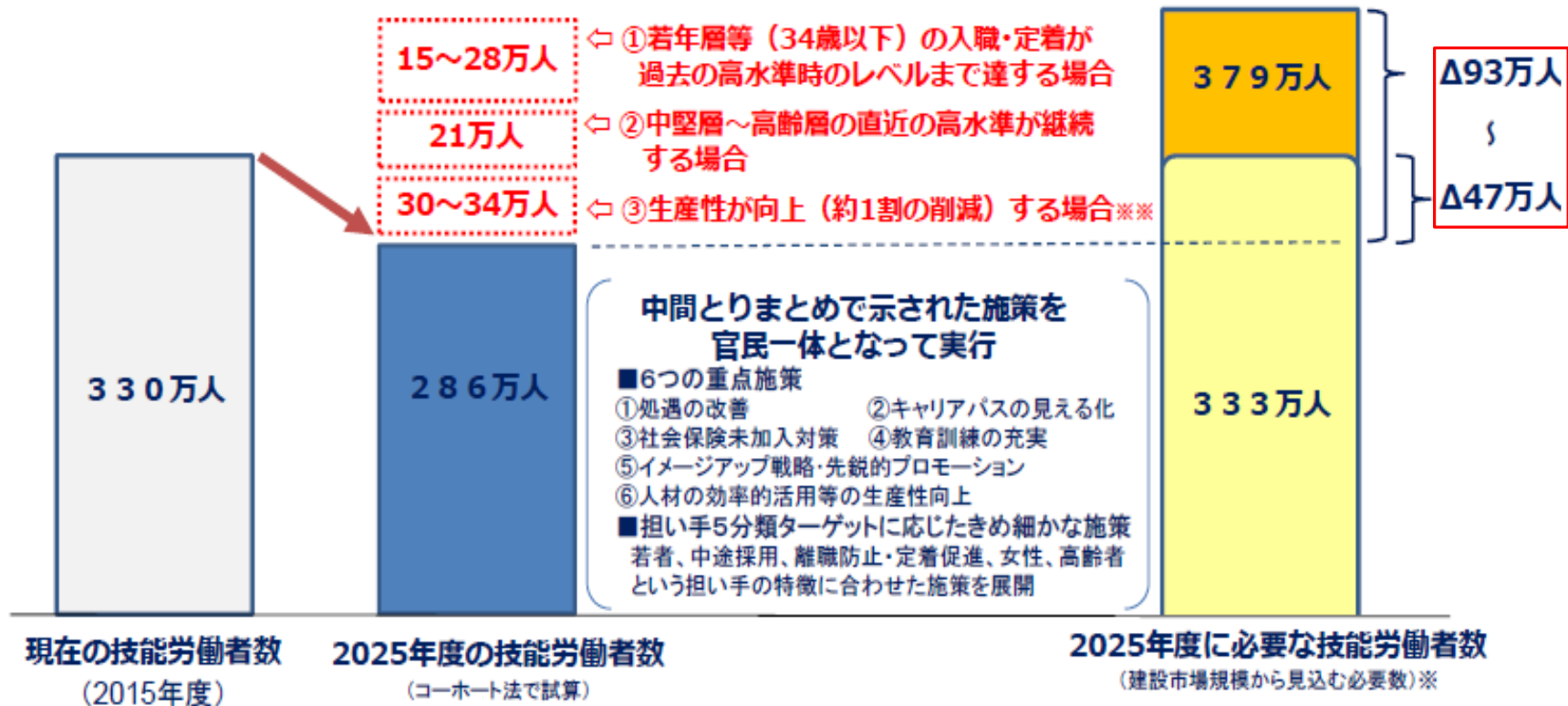


(出所) 国土交通省「国土交通白書 2017」(2017年)、総務省「労働力調査」より国交省作成。

労働需給の推計(2015年→2025年)

国土交通省「平成28年審議第7回中央建設業審議会
基本問題小委員会資料」より作成2025年における技能労働者の需給ギャップ **47～93万人**

需要見込み	333～379万人
労働供給見込み数	286万人



※ 建設市場規模の推計は、内閣府の経済成長率(ベースラインケース)を用いた単純推計による試算と、建設経済研究所による将来予測値とを使用

※※ 生産性向上の効果は、他産業との給与水準の格差、業界団体によるアンケート調査等を参考に、技能労働者一人あたりの随う建設市場規模について約1割の向上効果を仮定

求人・求職の状況、就業者数(2017年)

有効求人倍率	2.72倍
有効求人数	1,252,865人
有効求職者数	459,968人
就業者数	219万人 (輸送・機械運転従事者)

人手不足の原因・特徴

- 労働時間(特に超過労働時間)が長く、給与水準が低い
- トラックドライバーはきつい仕事というイメージ
- 中高年層の男性労働力に依存している

【参考データ(運輸、郵便業)】

離職率	: 12.2%	(産業全体 14.9%)
賃金	: 316.2千円	(産業全体 333.8千円)
55歳以上の者の割合	: 31.2%	(産業全体 29.7%)
月当たりの総労働時間	: 209時間	(産業全体 178時間)
非正規雇用者数の割合	: 30.4%	(産業全体 37.2%)
年休100日以上企業割合	: 52.3%	(産業全体 79.2%)

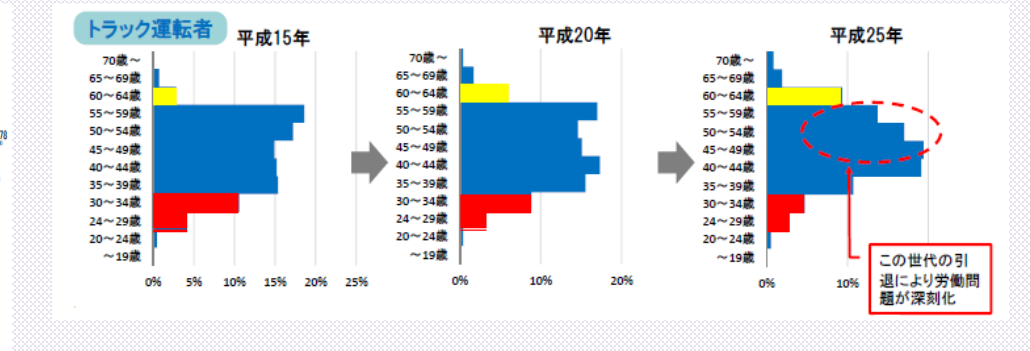
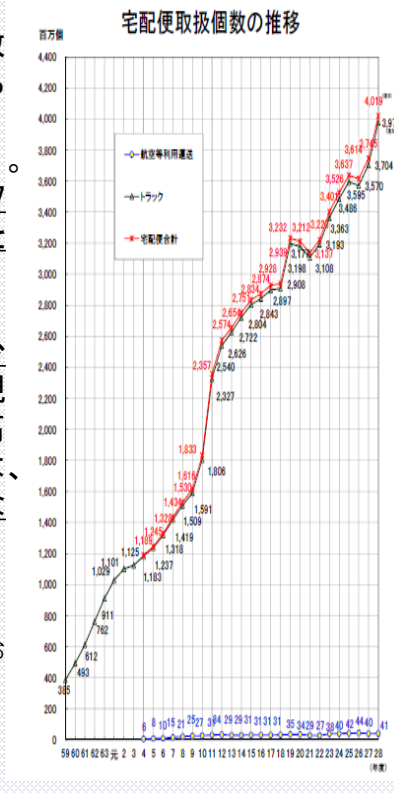
(備考) 賃金及び月当たりの総労働時間は、「自家用乗用自動車運転者」「自家用貨物自動車運転者」「タクシー運転者」「営業用バス運転者」「営業用大型貨物自動車運転者」「営業用普通・小型貨物自動車運転者」に限っている。

市場の動向

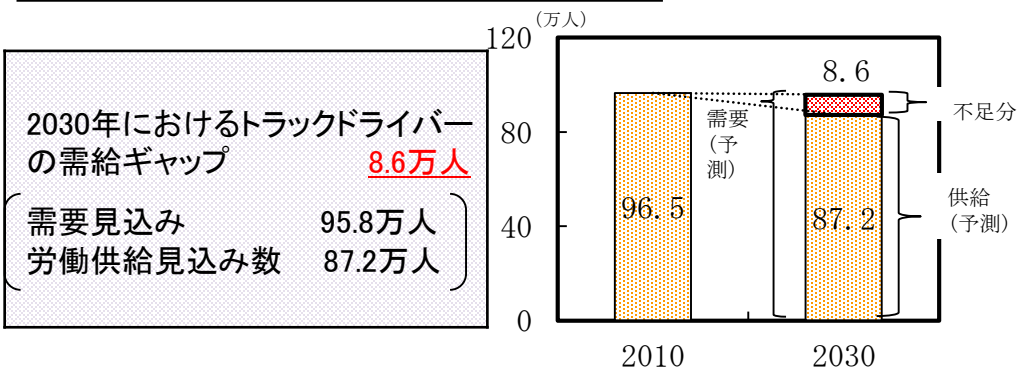
- 平成28年度の宅配便取扱個数は、40億1,861万個であった(うちトラック運送は、39億7,780万個、航空等利用運送は、4,081万個)。
- 前年度と比較すると、2億7,367万個・対前年度比7.3%の増加となり、前年度に引き続き増加。

- トラックドライバーは若者が減少し、高齢者が増加。若者の新規参入が少なく、現役運転者が高齢化していく構造。このままでは、現役世代が引退した後、深刻な労働力不足に陥るおそれ。

(出所)
国土交通省「自動車運送事業等における労働力確保対策について」(2014年)
国土交通省「平成28年度 宅配便取扱実績について」(2017年)



労働需給の推計(2010年→2030年)



(備考) (公) 鉄道貨物協会「大型トラックドライバー需給の中・長期見通しに関する調査研究」(2014年)により作成。

求人・求職の状況、就業者数(2017年)

有効求人倍率	3.57倍
有効求人数	2,584,057人
有効求職者数	724,802人
就業者数	179万人 (介護サービス産業従事者)

(備考) 介護分野の技能実習生については、2017年11月から新たに職種が追加されたため2017年10月時点の数値は取得出来ない。

人手不足の原因・特徴

- 賃金が低い
- 雇用管理が不十分(法人・事業所の理念・運営、キャリアパスの整備など)
- 介護職への理解・イメージ向上が不十分

【参考データ(社会保険・社会福祉・介護事業)】

離職率	: 14.4%	(産業全体 14.9%)
賃金	: 249.8千円	(産業全体 333.8千円)
55歳以上の者の割合	: 31.1%	(産業全体 29.7%)
非正規雇用者数の割合	: 46.8%	(産業全体 37.2%)
月当たりの総労働時間	: 172時間	(産業全体 178時間)

市場の動向

○2025年に団塊の世代が75歳以上に達することなどから、2025年度における介護サービス量は、在宅介護で24%増、居住系サービスで34%増、介護施設で22%増になることが見込まれている(いずれも対2017年比)。

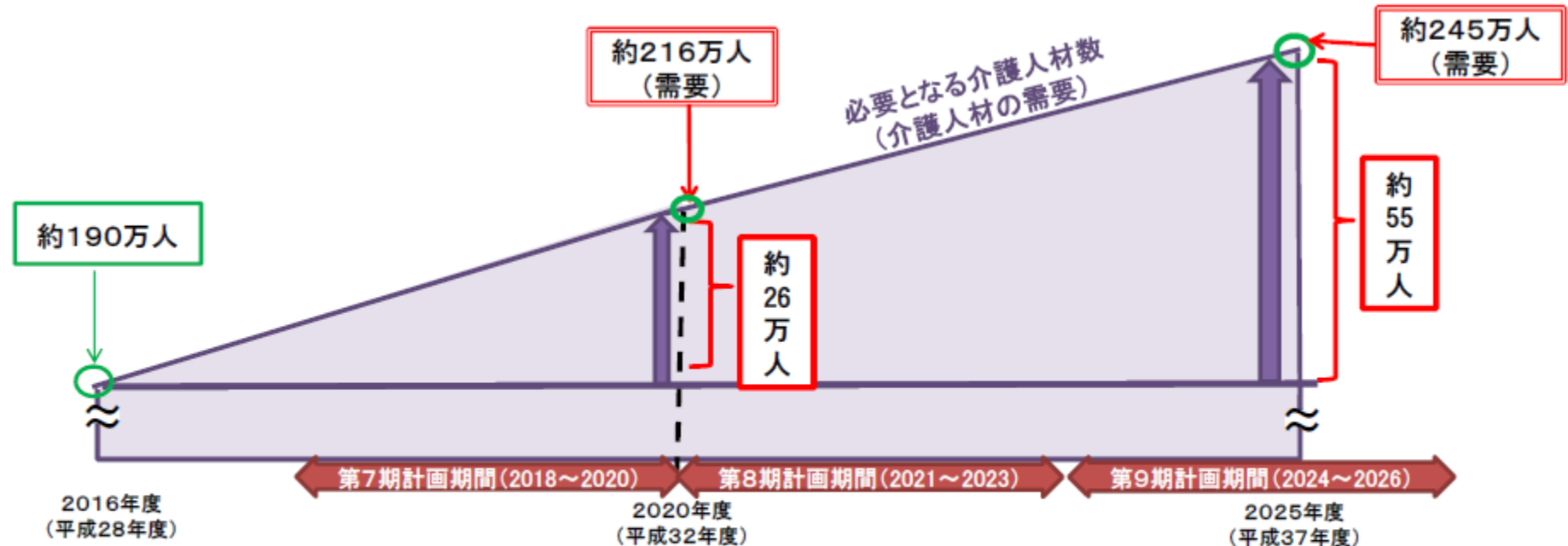
	2017	2020	2025
在宅介護	343	378(+10%)	427(+24%)
居住系 グループ	43	50(+17%)	57(+34%)
介護施設	99	109(+10%)	121(+22%)

(備考) 1月当たりの利用者数。単位は万人。()内は対2017年度比。

(出所) 厚生労働省「第7期介護保険事業支援計画」(2018年)

介護人材の必要数について(2016年度→2025年度)

2025年度末までに確保する必要がある介護人材	約55万人
〔 需要見込み	約245万人〕
2016年度の介護職員数	約190万人



注1) 需要見込み(約216万人・245万人)については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

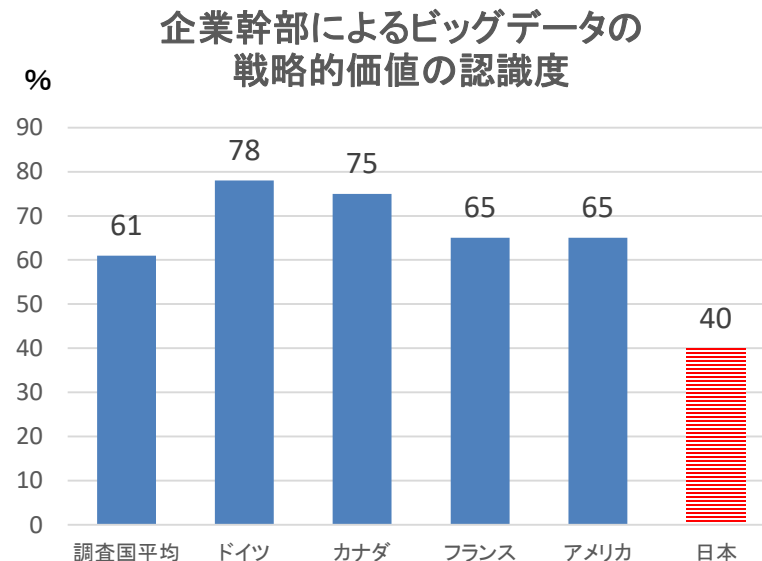
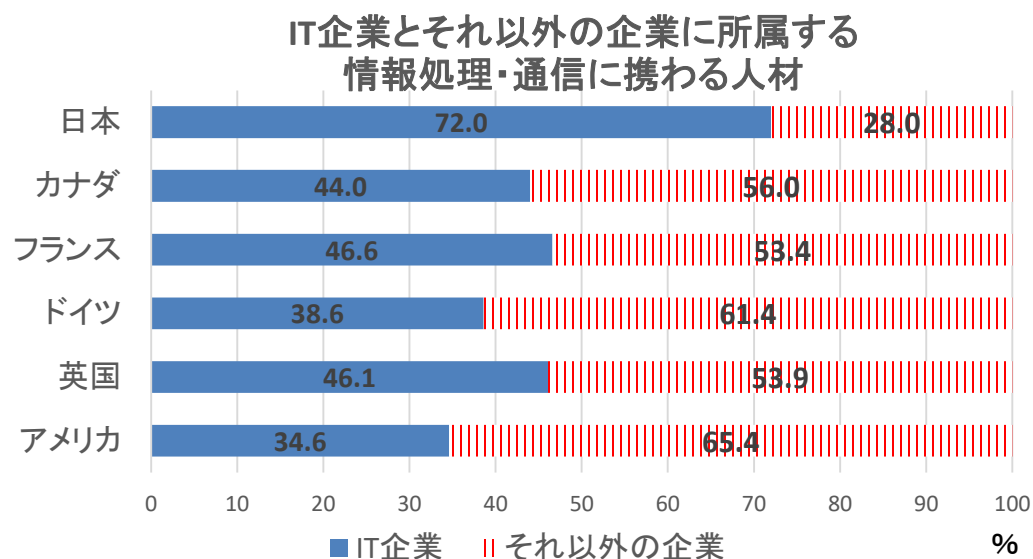
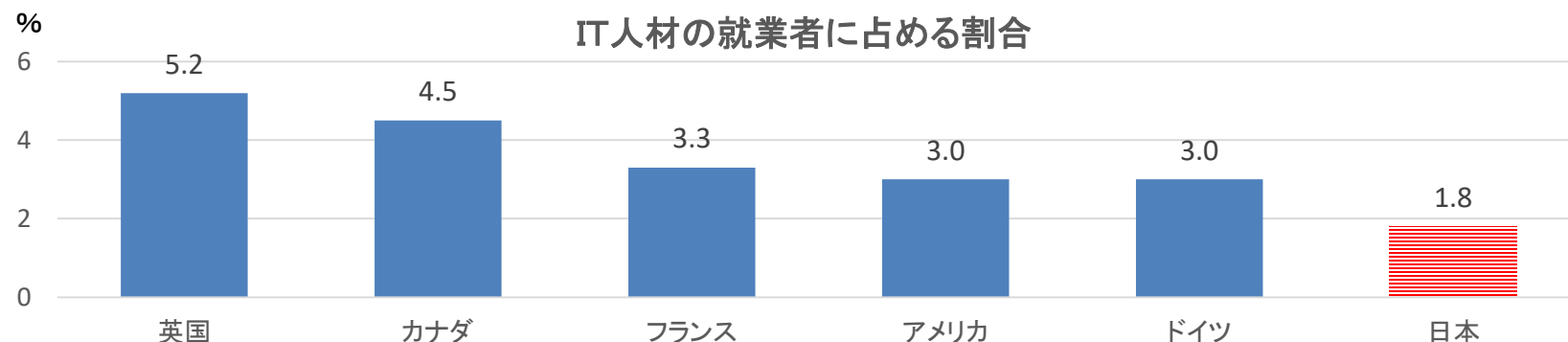
注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数(回収率等による補正後)に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数(推計値:約6.6万人)を加えたもの。

(備考) 厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」(2018年)により作成。

IT人材の不足の状況(内閣府「平成30年度経済財政白書」より)

○情報処理・通信に携わる人材(IT人材)の割合をG7諸国で比較すると、日本では就業者に占める割合が1.8%に留まっている。さらに、日本ではIT人材の7割程度がIT企業に勤務しているが、諸外国ではその割合が低く、幅広い産業でITを積極的に活用していることが考えられる。

○23カ国の企業幹部を対象に実施したアンケート結果をみると、ビッグデータやアナリティクスを用いた意思決定は他のG7諸国や調査対象国平均の割合を下回っているとの調査結果も存在。



- (1) (2) 情報処理推進機構(2017)、ILOSTAT Database により作成。日本、アメリカ、英国、ドイツ、フランスは2015 年。カナダは2014 年。
- (3) GEジャパン株式会社「2016GE グローバル・イノベーション・バロメーター」により作成。調査対象は世界23カ国のイノベーション担当企業幹部。「次の要素はイノベーションに成功することができるようになるために企業にとってどれくらい重要だと思いますか」の質問に対し、「ビッグデータやアナリティクスを活用して戦略的知識を高め、意思決定に活かすこと」を上位3 位以内に挙げた幹部の割合。

資格の性質と教育訓練給付制度（専門実践教育訓練を含む）の関係

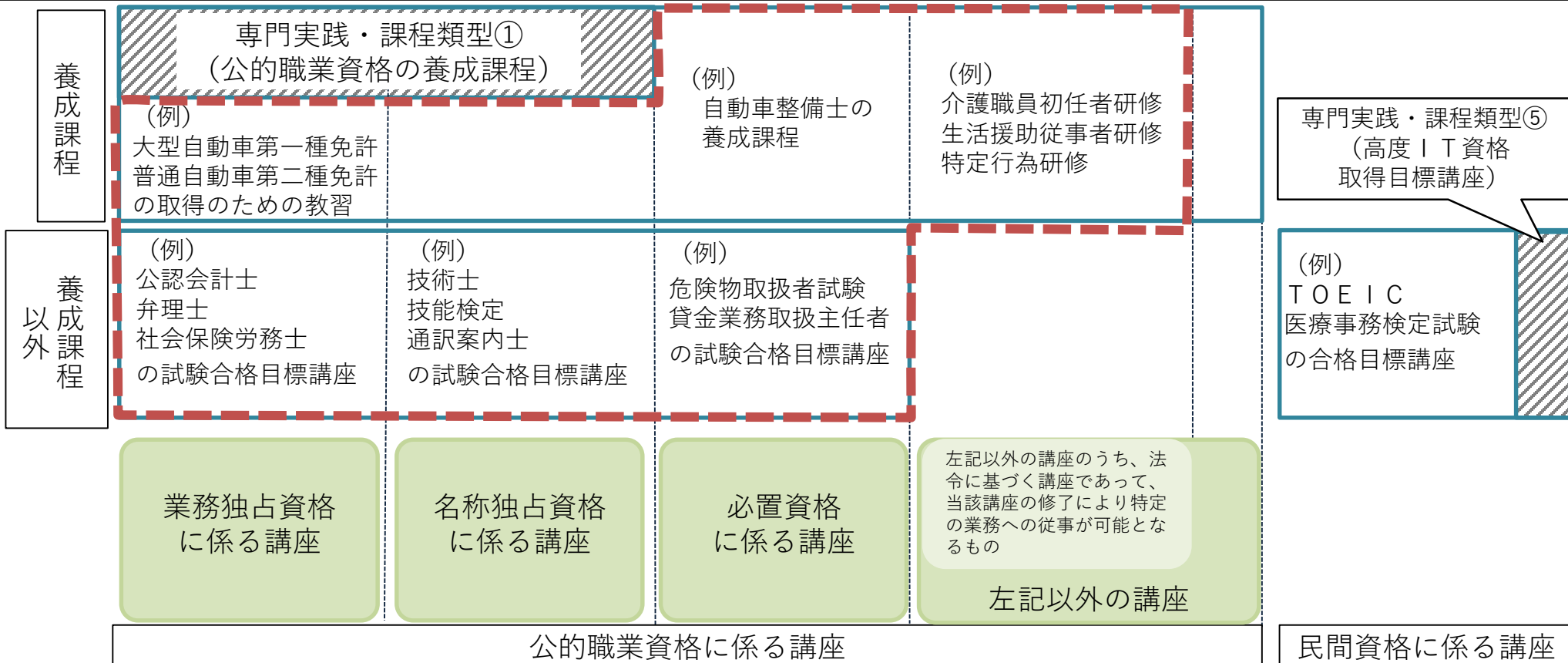
現行の一般教育訓練給付の対象講座は、資格の取得を目標とするものが主であるが、これらの講座は、以下の図のように分類することが可能。

【参考】

業務独占資格…法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格

名称独占資格…法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格

必置資格…業務独占資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの



(※) 業務独占資格、名称独占資格の定義は「雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」、必置資格の定義は「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査 結果報告書」(平成23年10月総務省行政評価局。以下「行政評価局報告書」という。)による。各講座の分類については、行政評価局報告書を参照し、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

(現行の) 一般教育訓練給付の対象講座のうち公的資格

一般教育訓練の指定講座のうち公的資格について

全指定講座数：11,299講座

うち公的資格10,394講座（平成30年4月1日指定）

①輸送・機械運転関係 6,066講座

【公的資格】

大型自動車第一種免許	1,865講座
中型自動車第一種免許	1,091講座
大型自動車第二種免許	689講座
大型特殊自動車免許	609講座
普通自動車第二種免許	413講座
準中型自動車第一種免許	386講座
けん引免許	358講座
フォークリフト運転技能講習	233講座
小型移動式クレーン技能講習	99講座
車両系建設機械運転技能講習	78講座
玉掛技能講習	65講座
高所作業車運転技能講習	53講座
中型自動車第二種免許	40講座
移動式クレーン運転士免許	26講座
床上操作式クレーン技能講習	24講座
海技士	14講座
クレーン・デリック運転士免許	13講座
不整地運搬車運転技能講習	5講座
ショベルローダー等運転技能講習	2講座
ガス溶接技能講習	2講座
運行管理者	1講座

②医療・社会福祉・保健衛生関係 2,713講座

【公的資格】

介護福祉士実務者養成研修	1,980講座	看護師	5講座
介護職員初任者研修	394講座	栄養士	5講座
特定行為研修	55講座	看護教員	5講座
喀痰吸引等研修修了	36講座	介護技術講習会	4講座
介護福祉士	33講座	救急救命士	4講座
介護支援専門員	29講座	柔道整復師	3講座
福祉用具専門相談員	29講座	衛生管理者免許試験	3講座
保育士	26講座	はり師	2講座
社会福祉士	24講座	介護福祉士実習指導者講習会	2講座
精神保健福祉士	11講座	臨床工学技士	2講座
言語聴覚士	9講座	行動援護従事者	2講座
登録販売者	9講座	介護教員	2講座
実務者研修教員講習会	9講座	歯科衛生士	1講座
同行援護従事者	7講座	准看護師	1講座
管理栄養士	6講座	歯科技工士	1講座
作業療法士	6講座	あんまマッサージ師教員	1講座
理学療法士	6講座	移動支援従事者	1講座

※「公的資格」とは、告示上の「公的職業資格」（資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。）に該当するものを、「民間資格」とは、それ以外の資格に該当するものとして事務局において便宜的に整理したもの。

③専門的サービス関係 592講座

【公的資格】

税理士	249講座
社会保険労務士試験	135講座
行政書士	55講座
中小企業診断士試験	30講座
司法書士	28講座
FP技能検定試験	24講座
弁理士	13講座
司書・司書補	11講座
通関士	9講座
土地家屋調査士	8講座
マンション管理士試験	7講座
不動産鑑定士・鑑定士補	6講座
キャリアコンサルティング技能検定	4講座
国家資格キャリアコンサルタント	2講座
公認会計士	2講座
貸金業務取扱主任者	2講座
司法試験(予備試験)	2講座
学芸員	2講座
管理業務主任者	1講座
司書教諭	1講座
幼稚園教諭免許	1講座

④情報関係 9講座

【公的資格】

ウェブデザイン技能検定	5講座
情報処理技術者試験	4講座

⑤事務関係 3講座

【公的資格】

通訳案内士試験・英語	3講座
------------	-----

⑥営業・販売・サービス関係 180講座

【公的資格】

宅地建物取引士資格試験	138講座
調理師	27講座
技能検定試験 フラワー装飾	8講座
着付け職種技能検定試験	2講座
総合旅行業務取扱管理者試験	2講座
販売士検定試験	1講座
国内旅行業務取扱管理者試験	1講座
美容師国家試験	1講座

⑦技術・農業関係 265講座

【公的資格】

建築士	60講座
建築施工管理技術検定	45講座
土木施工管理技士	42講座
管工事施工管理技士	25講座
自動車整備士	24講座
電気主任技術者試験	13講座
技術士	11講座
電気工事施工管理技術検定試験	9講座
電気通信工事担任者試験	7講座
測量士・測量士補	5講座
電気工事士試験	3講座
建設機械施工技術検定試験	3講座
造園施工管理技士	3講座
気象予報士試験	2講座
エネルギー管理士試験	2講座
建築物環境衛生管理技術者試験	2講座
ボイラー技士免許試験	2講座
構造設計一級建築士	2講座
設備設計一級建築士	2講座
建築設備士	2講座
危険物取扱者試験	1講座

⑧製造関係 28講座

【公的資格】

製菓衛生師	25講座
食品衛生管理者	2講座
技能検定試験パン製造	1講座

⑨その他 538講座

【公的資格】

修士・博士等	517講座
科目等履修生	14講座
履修証明プログラム	7講座

主な検討対象資格試験の概要、受験者数、合格者数、合格率など

		概要	受験者数	合格者数	合格率	現在の 指定講座数	受給者数
養成施設	大型自動車第一種免許 ※1	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車を運転することができる免許	66,123人	61,749人	93.4%	1,865講座	11,069人
	普通自動車第二種免許 ※1	普通自動車で旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転することができる免許	38,119人	16,042人	42.1%	413講座	877人
養成施設以外	業務独占	公認会計士試験 ※2	9,416人	1,231人	11.2%	2講座	15人
		弁理士試験 ※3	3,912人	255人	6.51%	13講座	145人
	名称独占	技術士試験 ※4	(一次) 17,739人	8,658人	48.8%	11講座	102人
			(二次) 26,253人	3,501人	13.3%		
	必置資格	貸金業務取扱主任者試験 ※5	10,214人	3,317人	32.5%	2講座	25人

(厚生労働省調べ)

※1 大型自動車第一種免許、普通自動車第二種免許の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、道路交通法及び警察庁交通局運転免許課公表の運転免許統計（平成29年版）より抜粋

※2 公認会計士の「概要」、「受験者数（願書提出者数）」、「合格者数」及び「合格率」は、公認会計士法及び公認会計士・監査審査会公表の平成29年公認会計士試験の合格発表の概要より抜粋

※3 弁理士の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、弁理士法及び特許庁工業所有権審議会公表の平成29年度弁理士試験の結果より抜粋

※4 技術士の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、技術士法及び公益社団法人日本技術士会公表の平成29年度技術士試験統計より抜粋

※5 貸金業務取扱主任者試験の「概要」、「受験者数」、「合格者数」及び「合格率」は、貸金業法及び日本貸金業協会公表の平成29年試験実施結果より抜粋

※「現在の指定講座数」は、平成30年4月1日指定を記載

※「受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。（N=111,353）①平成28年度に訓練を修了した、②平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

目標資格別受給者数（在職／離職別、上位）

	在職者	(人)	離職者	(人)
1	大型自動車第一種免許	8,508	大型自動車第一種免許	2,561
2	T O E I C	6,612	フォークリフト運転技能講習	2,038
3	介護職員初任者研修	4,147	介護職員初任者研修	1,635
4	中型自動車第一種免許	3,650	大型自動車第二種免許	1,143
5	宅地建物取引士資格試験	3,006	大型特殊自動車免許	585
6	社会保険労務士試験	2,789	中型自動車第一種免許	575
7	介護支援専門員	2,258	医療事務技能審査試験	524
8	大型自動車第二種免許	1,659	医療事務管理士技能認定試験	411
9	産業カウンセラー試験	1,607	普通自動車第二種免許	409
10	フォークリフト運転技能講習	1,486	宅地建物取引士資格試験	340
11	大型特殊自動車免許	1,441	調剤事務管理士技能認定試験	328
12	けん引免許	1,328	社会保険労務士試験	327
13	F P 技能検定試験	1,317	けん引免許	289
14	修士	1,170	医療事務検定試験	286
15	医療事務技能審査試験	1,021	F P 技能検定試験	244
16	行政書士	996	日本語教育能力検定試験	244
17	医療事務管理士技能認定試験	964	T O E I C	202
18	簿記検定試験	945	産業カウンセラー試験	180
19	登録販売者	879	介護事務管理士技能認定試験	179
20	税理士	861	登録販売者	166

※「受給者」は、次の要件をいずれも満たす者とする。(N=111,353) ①平成28年度に訓練を修了した。②平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している。

※専門実践教育訓練給付制度の創設や、施行後3年後見直しに伴う指定基準等の改正により、専門実践教育訓練の指定対象として位置づけられるものは除外。

※下線のある目標資格は、在職者／離職者双方に記載があるもの。

介護職員初任者研修の概要

1. 目的

- 介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、身体介護を含む基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるもの。当該研修又は実務者研修（450時間）を修了するか、介護福祉士の資格を取得している場合、訪問介護事業所等の訪問介護員として訪問介護サービスの提供が可能。

2. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した者

3. 対象者

- 訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

4. 研修科目及び研修時間数

講義＋演習（130時間）－講義と演習を一体的に実施－

① 職務の理解

（6時間）

② 介護における尊厳の保持・自立支援

（9時間）

③ 介護の基本

（6時間）

④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携

（9時間）

⑤ 介護におけるコミュニケーション技術

（6時間）

⑥ 老化の理解

（6時間）

⑦ 認知症の理解

（6時間）

⑧ 障害の理解

（3時間）

⑨ こころとからだのしくみと生活支援技術

（75時間）

⑩ 振り返り

（4時間）

※上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施。

5. 研修修了者（平成28年度） 78,149人

生活援助従事者研修の概要

1. 目的

- 生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、平成30年度より新たに設けられた研修であり、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的として行われるもの。当該研修を修了している場合、訪問介護事業所の訪問介護員として訪問介護サービス（生活援助中心型に限る）の提供が可能。

2. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した者

3. 対象者

- 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者

4. 研修科目及び研修時間数

講義＋演習（59時間）－講義と演習を一体的に実施－

① 職務の理解

（2時間）

② 介護における尊厳の保持・自立支援

（6時間）

③ 介護の基本

（4時間）

④ 介護・福祉サービスの理解と医療との連携

（3時間）

⑤ 介護におけるコミュニケーション技術

（6時間）

⑥ 老化と認知症の理解

（9時間）

⑦ 障害の理解

（3時間）

⑧ こころとからだのしくみと生活支援技術

（24時間）

⑨ 振り返り

（2時間）

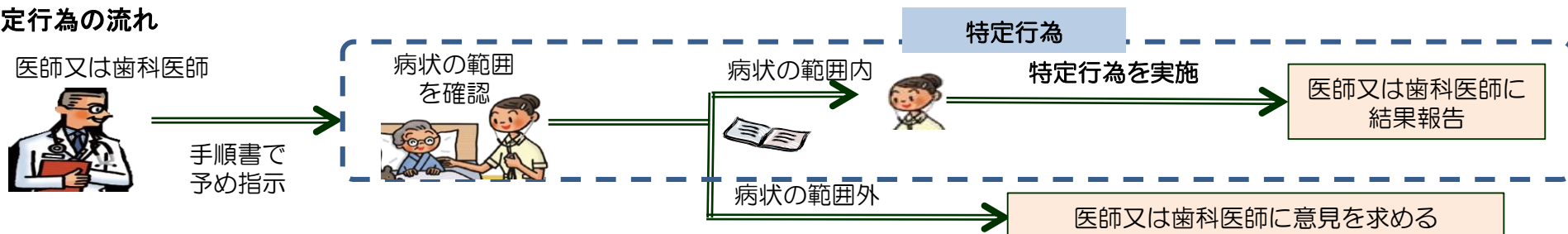
※上記とは別に、筆記試験による修了評価（0.5時間程度）を実施。

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



4. 研修の内容

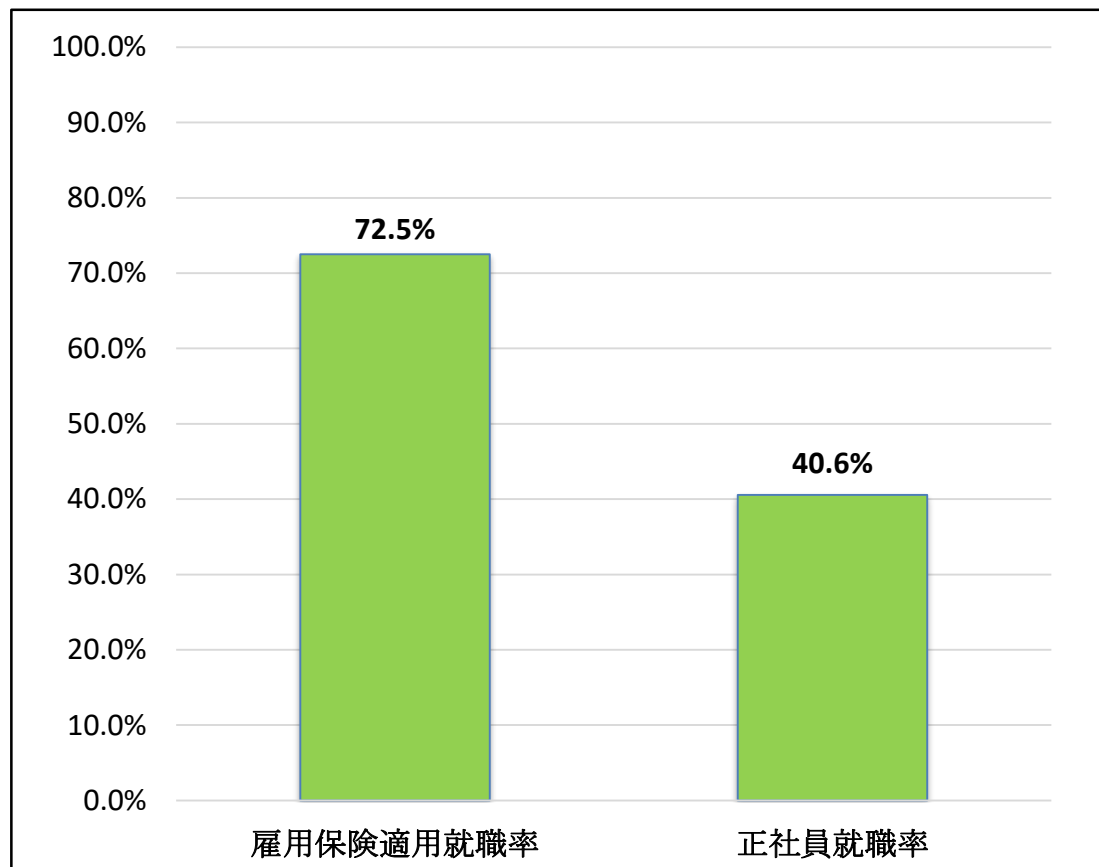
「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修	
共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	45
臨床推論(講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント(講義、演習、実習)	45
臨床薬理学(講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論(講義、演習)	60
医療安全学(講義、演習、実習)	30
特定行為実践(講義、演習、実習)	45
合計	315

「区分別科目」 特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修	
特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	22
創傷管理関連	72
創部ドレーン管理関連	15
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	36
感染に係る薬剤投与関連	63
実習を行う ※1区分ごとに受講可能	



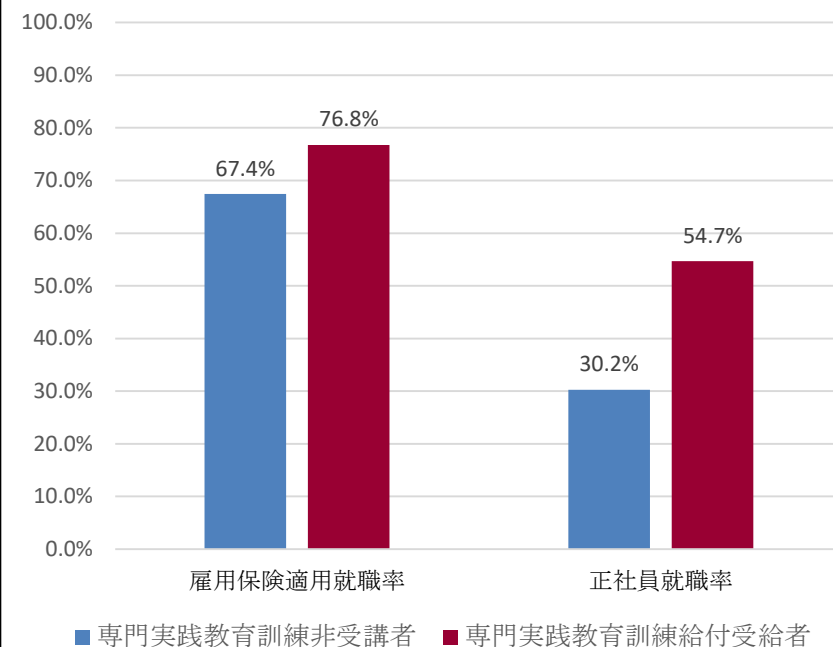
一般教育訓練給付の受給者(受講開始時離職者)の就職状況

一般教育訓練給付の受給者(※1)



【参考】専門実践教育訓練給付の受給者(※2)と専門実践教育訓練非受講者(※3)

〈再掲:第3回労働政策審議会人材開発分科会資料2-3【参考2】〉



(※1)「一般教育訓練給付の受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=17,463)

①訓練受講開始時に離職中であった、②平成28年度に訓練を修了した、③平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

(※2)「専門実践教育訓練給付の受給者」は以下の要件をいずれも満たす者とする。(N=1,932)

①平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給している、②訓練受講開始時に離職中であった、③平成29年3月末までに訓練を修了した

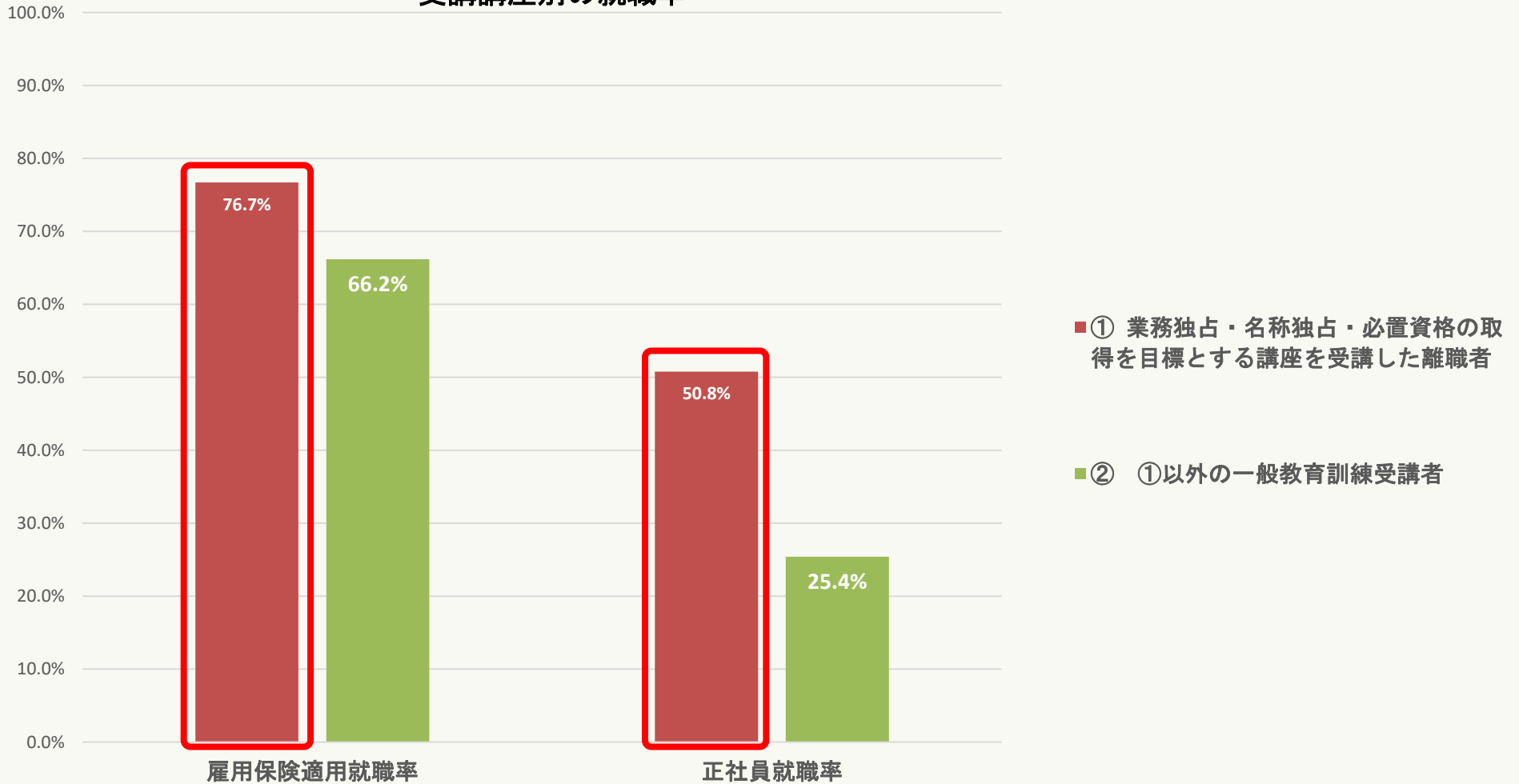
(※3)「専門実践教育訓練非受講者」は、以下の要件の全てを満たす者とする。(N=14,108,725)

①2009年4月以降に雇用保険被保険者資格を取得した、②2014年10月～2017年3月に離職した、③離職時の年齢が64歳以下であった、④平成29年9月末までに専門実践教育訓練給付を受給していない

(※4)上記、雇用保険適用就職率・正社員就職率は、「一般教育訓練の受給者」は平成30年3月末時点、「専門実践教育訓練給付の受給者」は制度創設時～平成29年9月末時点のもの

一般教育訓練給付の受給者（受講開始時離職者）の就職状況（内訳）

受講講座別の就職率



（※1）「一般教育訓練給付の受給者」は、以下の要件をいずれも満たす者とする。（N=17,463）

①訓練受講開始時に離職中であった、②平成28年度に訓練を修了した、③平成30年3月末までに一般教育訓練給付を受給している

（※2）「一般教育訓練給付の受給者」のうち、「①業務独占・名称独占・必置資格の取得を目標とする講座を受講した離職者」は9,860人、「② ①以外の講座を受講した離職者」は、5,254人。（専門実践教育訓練移行予定の資格取得を目標とする講座を受講した離職者を除く。）

（※3）上記、雇用保険適用就職率・正社員就職率は、平成30年3月末時点。

情報通信系資格の体系

情報通信系資格の位置づけ (※)

【ITSSのレベル階層】

ITSSとの対応関係
が把握できる資格

L 4	プロフェッショナルとして スキルの専門分野が確立 し、自らのスキルを活用することによって、 独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル 。 社内において、プロフェッショナルとして求められる経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献しており、ハイレベルのプレーヤとして認められる。
L 3	要求された作業を全て独力で遂行 する。スキルの専門分野確立を目指し、プロフェッショナルとなるために必要な応用的知識・技能を有する。
L 2	上位者の指揮の下に、要求された作業を担当 する。 【情報処理技術者試験（基礎情報技術者試験）、oracle認定資格silver、シスコ技術者認定試験CCNA 等】（詳細次頁）
L 1	情報技術に携わる者に 最低限必要な基礎知識 を有する。 【oracle認定資格bronze 等】

合格率等の一定の要件を満たすものは、**専門実践教育訓練給付**の対象（第5類型）

合格率等の一定の要件を満たすものは、**一般教育訓練給付**の対象

教育訓練給付の**対象外**

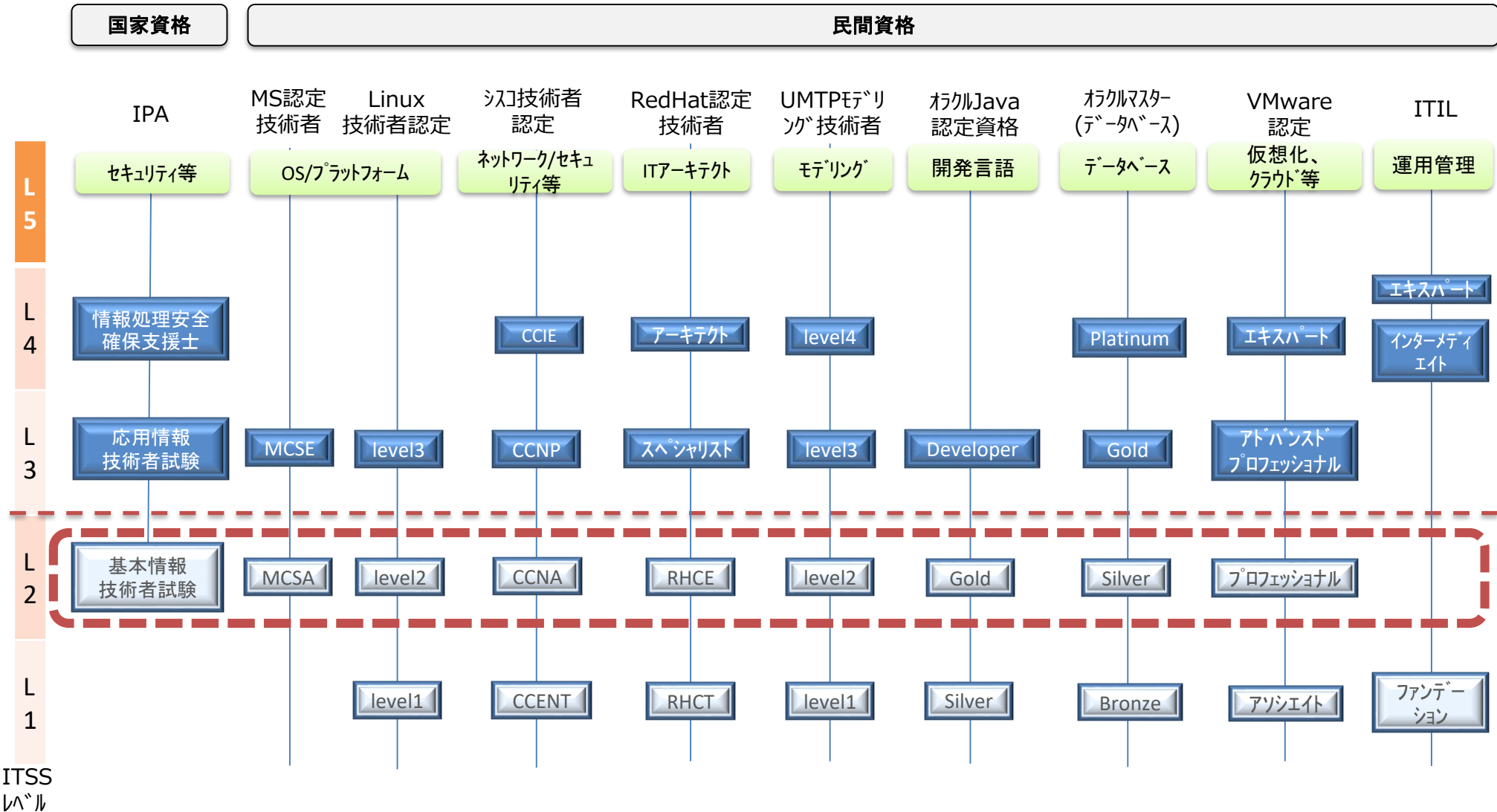
ITSSとの対応関係
がない資格

IT技術者向けではなく、一般的に多様な職種・業種で用いられる情報通信系資格（MOS資格、VBAエキスパート等）や、広義の意味での情報通信系資格（ウェブデザイン、CAD等）

合格率等の一定の要件を満たすものは、**一般教育訓練給付**の対象（※入門的、基礎的なものは対象外）

(※)ITSSのレベル階層の定義については「ITスキル標準V3 2011 1部概要編」(独立行政法人情報処理推進機構、経済産業省)、各レベルと個別の資格の対応関係については、「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」(特定非営利活動法人スキル標準ユーザー協会)ver10r2をもとに、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

情報通信系資格の例とそのレベル評価

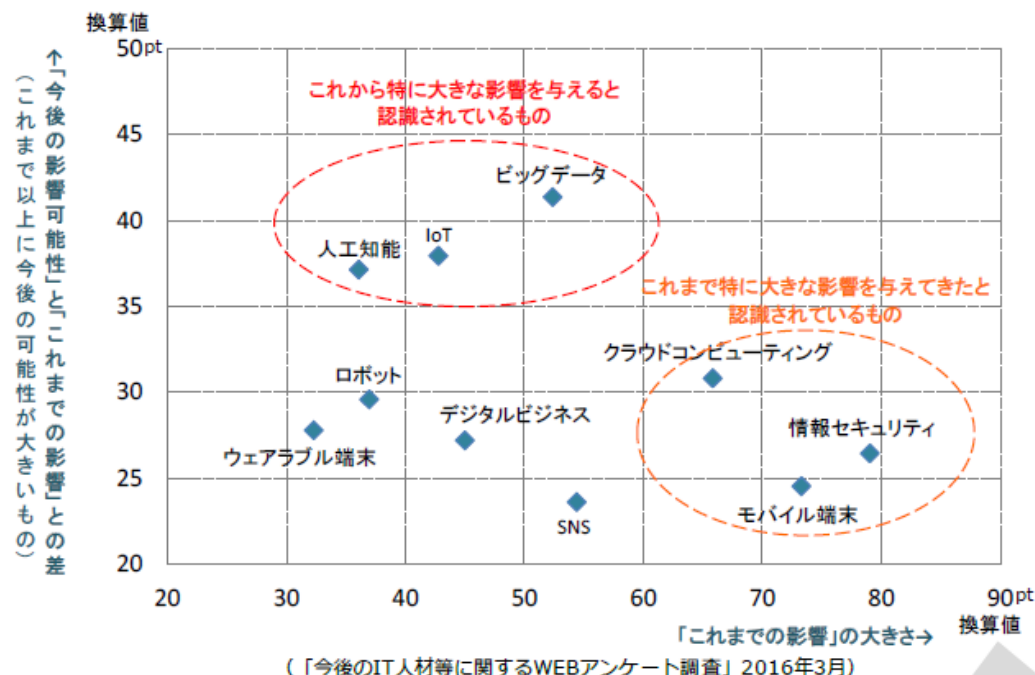


(資料出所)「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」(NPO法人スキル標準ユーザー協会)、「情報処理安全確保支援士」と現行の情報セキュリティスペシャリスト試験の位置付けについて」プレスリリース資料(独立行政法人情報処理推進機構)をもとに、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

第四次産業革命下で求められる人材①

- 人工知能（AI）、IoT、ビッグデータなどは、今後特に重要性が増し、さらに今後大幅に市場が拡大すると見込まれている

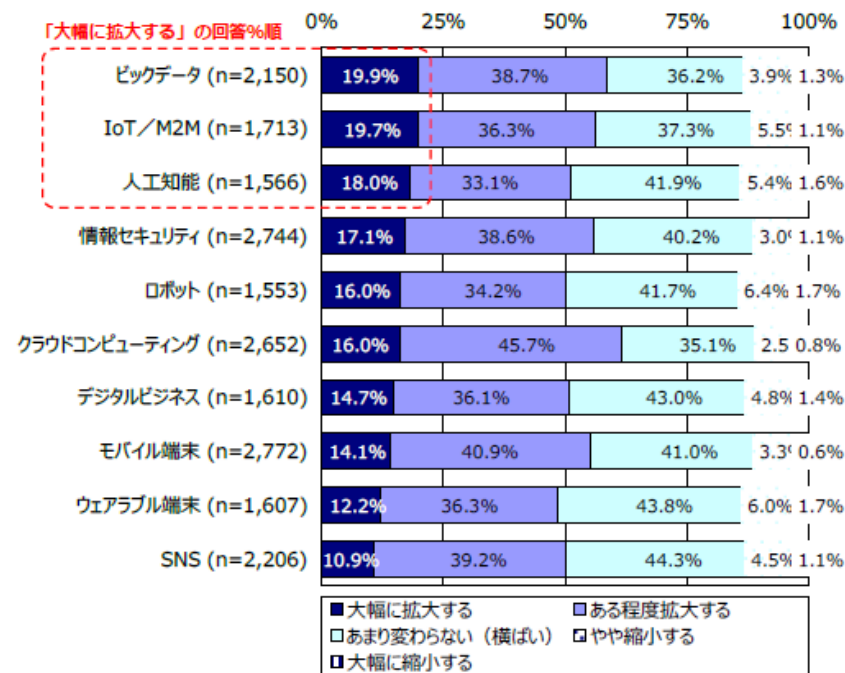
「すでに影響の大きい技術」と「今後大きな影響を与える技術」



- ▲「ビッグデータ」、「IoT」、「人工知能」は、「これまで」以上に「これから」特に大きな影響を与えると認識されている「今後注目すべきキーワード」である。

「換算値」は、「非常に大きな影響を与えてきた／与える」を2ポイント、「ある程度の影響を与えてきた／与える」を1ポイントとした際の値。すべての回答者が「ある程度の影響を与えてきた／与える」と回答した場合に100ポイントとなる。

先端IT技術に関する今後の市場の拡大見込み

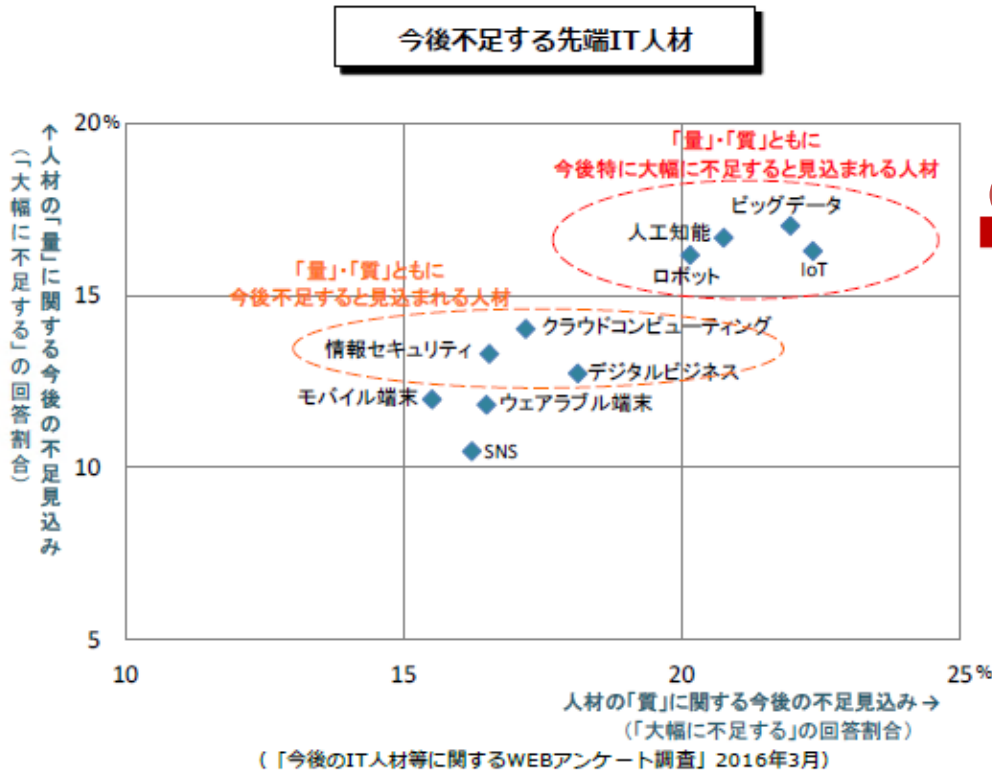


(「今後のIT人材等に関するWEBアンケート調査」2016年3月)

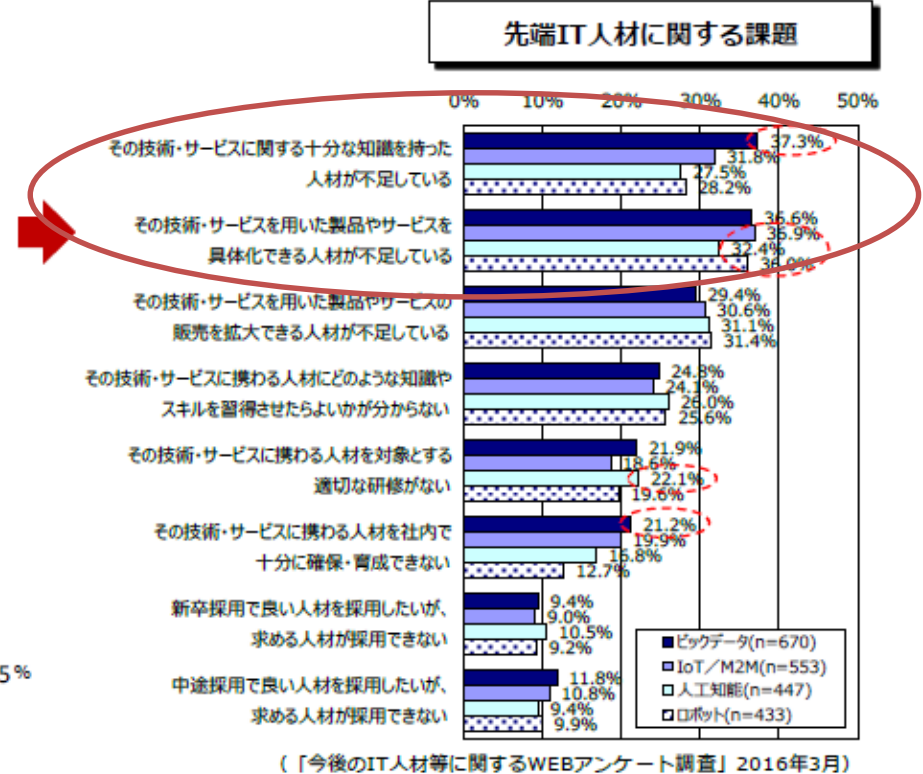
- ▲「ビッグデータ」、「IoT」、「人工知能」は、「今後大幅に市場が拡大する」という見方が強い。

第四次産業革命下で求められる人材②

- また、これらの分野については、開発等を行うエンジニアだけではなく、**その技術・サービスに関する「十分な知識を持った人材」、「具体化できる人材」（＝リテラシー）**についてのニーズが最も高い



- ▲ 「ビッグデータ」、「IoT」、「人工知能」のほか、「ロボット」に関する人材が「今後特に大幅に不足する」人材として挙げられた。



- ▲ 先端IT人材に関する課題は、「十分な知識を持った人材の不足」のほか、「製品やサービスを具体化できる人材の不足」など。

ITリテラシースタンダード（ITLS）の策定

- こうした産業界のニーズを踏まえ、エンジニア向けのITスキル標準（ITSS）に加え、新たに、**AI、IoT、データ分野で習得すべき知識等**を示す「物差し」として、（独）情報処理推進機構（IPA）において、「ITリテラシースタンダード」（IT Literacy Standard）の開発に着手（2018年中に策定予定）
- 先端ITを使いこなして、企業・業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結びつける**のに必要な知識・能力等を定義するため、現在、有識者委員会を開催し、具体的な知識等の体系化を行っている（第1回有識者委員会を9月18日に開催）

	コンセプト	主要要素	目指す人物像	習得内容	知識体系
1級	企業等の組織におけるIT投資の貢献に必要なITリテラシー	知識・スキル (活用イメージ) + 2級の要素	先端ITに関する知識を前提として、ITを活用した業務の改善提案、システム化の支援を担える人材（リーダー人材）	- 先端IT動向の「理解」 - 先端ITの活用手段の「把握」	- 世の中にどのようなITがあり、それぞれどのような機能・仕組みを有しているか、どのような場面で活用されているかについての理解 - 企業・業務の課題解決場面に有用なITを選定し、そのITを操作して目的に適う情報を取得・分析・表現し、課題解決に繋げる能力 - ITを安全に活用するための情報セキュリティやコンプライアンスの知識 - その他
2級	ITを活用した自己の業務遂行に必要なITリテラシー	考え方 マインドセット (操作)	ITについて理解があり、現場において、新たに導入されるデバイスやツールなどの操作が行える人材	ITの技術、活用動向等の「認知」（感度・関心を持っていること）	- PC等デバイス、オフィス/コミュニケーションツールの操作 - インターネットの理解 - 情報の収集、整理 - 情報モラル、PC等デバイスのセキュリティ管理ほか

○ITLS検討委員

- IT業界有識者
- IT・IT利活用団体代表
- コンサルティング会社
- 先進IT有識者・教育事業者（AI、IoT、データサイエンスなど）
- 情報処理技術者試験 試験委員
- 教育アナリスト（セキュリティリテラシー、情報モラル）

○委員会スケジュール

- | | | | |
|-------------|------|--------|-------|
| ・ ~ 9月 | 素案検討 | ・ 12月 | 初版公開 |
| ・ 9月~11月 | WG開催 | ・ 1月以降 | 普及策検討 |
| (第1回 9月18日) | | | |

1. 学び直しに関する国民の意識①（学び直しに適切な時間数）

文部科学省
作成資料

○仕事上の必要性によって生涯学習を行った人が大学等での学び直しに適切だと考える時間数としては、60時間程度が最多。

○大学などでの学習に期待する成果として以下を想定している人は、大学等での学び直しに適切な時間数を60時間程度とした人が最多。

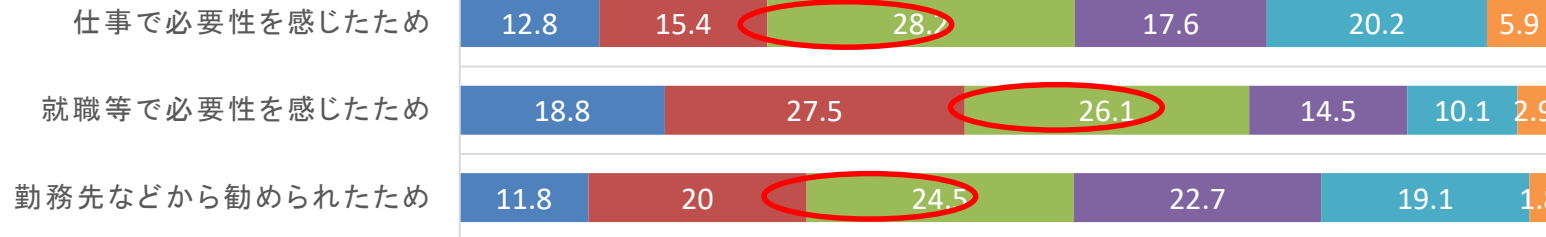
- ・特定分野の基礎的な知識を得ること
- ・特定分野の先端的・専門的な知識を得ること
- ・転職などのために必要な知識を得ること

○ 学び直しに適切な時間数

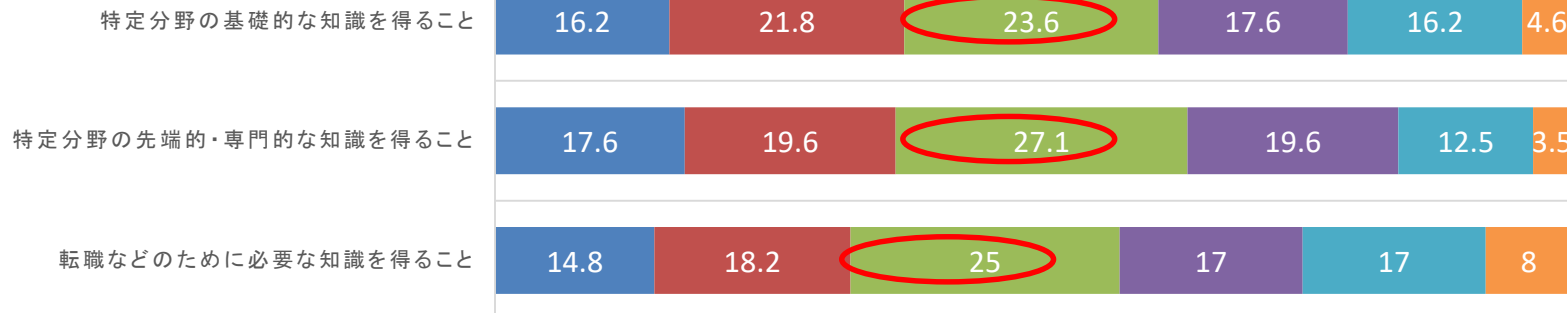
問 これから社会人として大学で学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適当だと思いますか。
この中から1つだけお答えください。

■ 正規課程で学ぶこと ■ 120時間程度 ■ 60時間程度 ■ 40時間程度 ■ 30時間以下 ■ わからない

【過去1年間に生涯学習を行った人の学習動機】



【学び直しに意欲がある人の期待する学習成果】



出典：平成30年度生涯学習に関する世論調査

学び直しに関する国民の意識②（学び直しに適切な時間数）

○過去1年間で生涯学習を行ったことがある人のうち、学習成果を仕事や就職の上で生かしていると回答した人の間では、大学等での学び直しに適切な時間数について60時間程度とした人が最多。

○生涯学習を行ったことがない人のうち、仕事が忙しく時間がないことを理由にあげた人の間では、大学等での学び直しに適切な時間数について60時間程度とした人が最多。

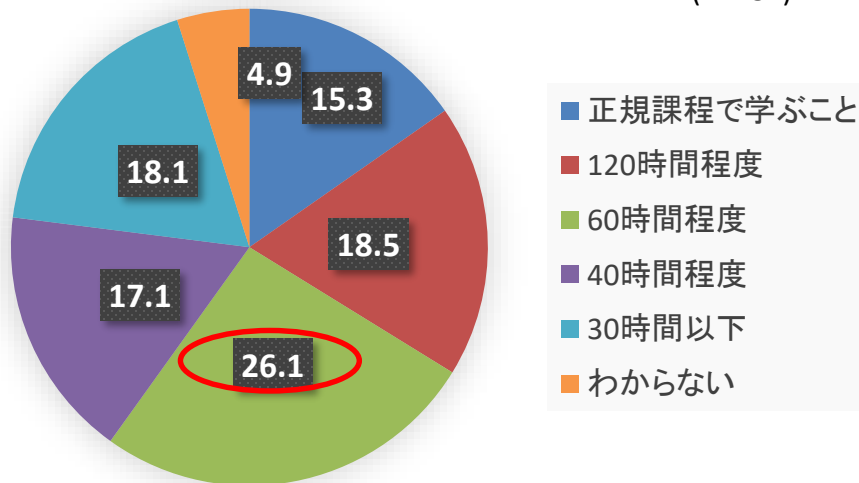
○ 学び直しに適切な時間数

問 これから社会人として大学で学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適当だと思いますか。
この中から1つだけお答えください。

過去1年間で生涯学習を行ったことのある人

学習成果を仕事や就職の上で生かしている

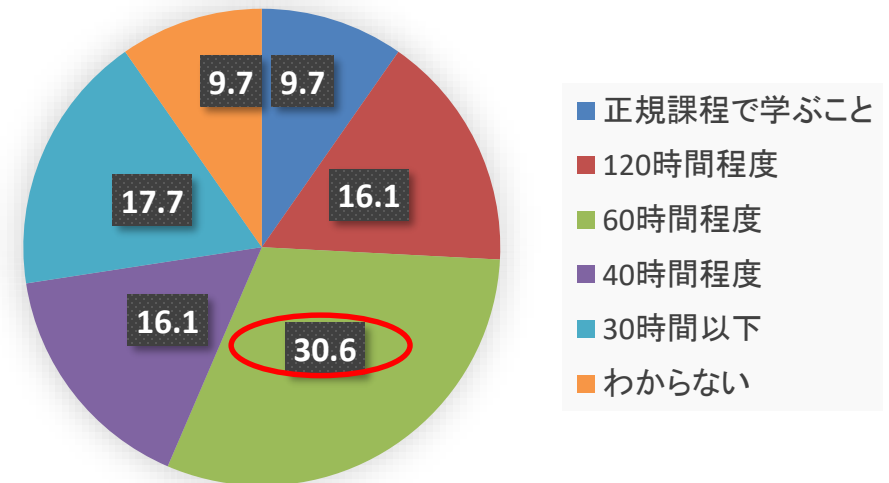
(n=287)



今まで生涯学習を行ったことのない人

仕事が忙しくて学習の時間がない

(n=62)



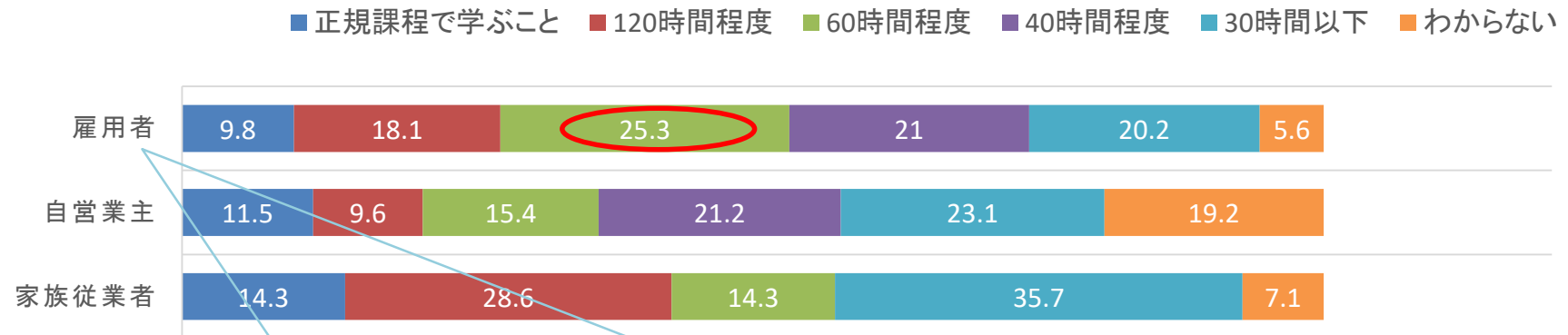
学び直しに関する国民の意識③（学び直しに適切な時間数）

○従業上の地位が雇用者である人については、大学等での学び直しに適切な時間数を60時間とする割合が最多。

○雇用者のうち、「管理職/専門・技術職/事務職」の全ての区分について、大学等での学び直しに適切な時間数を60時間とする割合が最多。

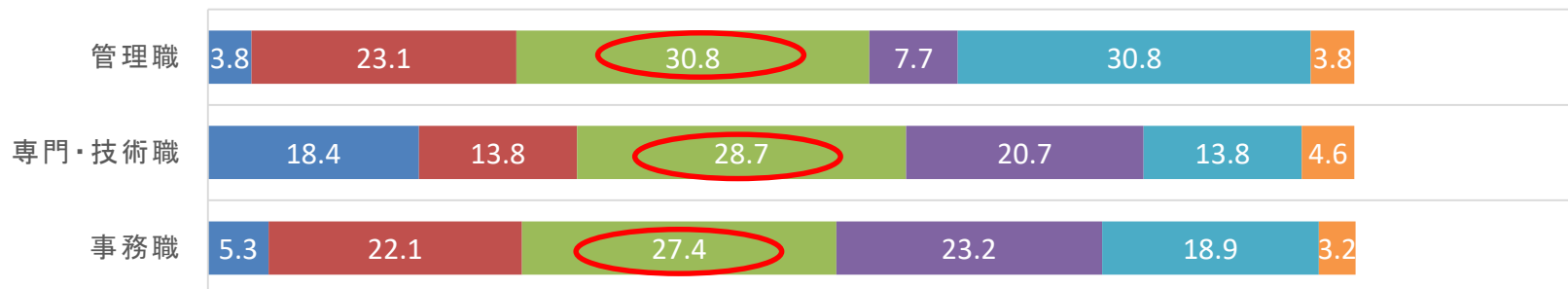
○ 学び直しに適切な時間数

問 これから社会人として大学で学ぶとすれば、どの程度の期間や頻度が適当だと思いますか。
この中から1つだけお答えください。



雇用者内訳

■ 正規課程で学ぶこと ■ 120時間程度 ■ 60時間程度 ■ 40時間程度 ■ 30時間以下 ■ わからない



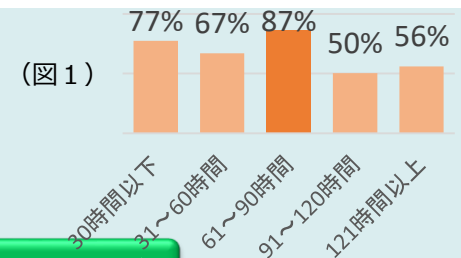
2. 「専修学校におけるキャリア形成促進プログラム」のうち短時間（60時間以上120時間未満）のものを想定した場合のイメージ

下限時間数引き下げのねらい

キャリア形成促進プログラム(120時間以上2年未満)

プログラム受講生のこれまでの学習歴・業務経験等を基盤とした上で、必要なエッセンスを体系的かつ効率的に習得できるよう抽出したカリキュラム

平成30年8月：大臣認定制度創設
平成31年1月：初回認定実施



認定要件である修業年限の下限を引き下げ

短時間(60時間以上120時間未満)

プログラム受講生の**在籍する企業等においてキャリアアップに必要なエッセンスを短期集中で効率的に習得できるよう抽出**したカリキュラム

【目指す人材像】

○現場のリーダー層(例：測量等にドローン技術を活用できる人材)

履修証明制度の下限時間数引き下げ

- ・学び直しの障害要因
⇒1年未満の**短期間で学べる教育プログラムが少ない**
- ・履修証明制度等の改善点：
⇒総授業時間数がより**短時間での修了が可能な制度とすべき**
- ・大学等の社会人向けプログラムにおける募集定員の充足率
61～90時間：87%、121時間以上：56%(図1参照)

平成30年度中：学校教育法施行規則改正(予定)
＝**履修証明制度の下限**を現行の**120時間から60時間**へ引き下げ

【期待される効果】

- ・大学・専門学校等による従来より短期の教育プログラムの供給を促し、社会人の短期の学び直しニーズに対応。
- ・学び直しプログラムの多様化を促す。

修業年限以外の認定要件は共通

教育課程編成委員会

専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行う会議を年に2回以上開催。

学校関係者評価委員会

企業等の役員又は職員が参画する会議において、学校関係者評価を実施し評価結果を公表。

一定以上の実践的授業

企業等と連携して行う授業、インターンシップ、その他の実践的な方法による授業がカリキュラム全体の5割以上を占める。

教員研修

企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に実施。



大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを
「**職業実践力育成プログラム**」(BP)として文部科学大臣が認定(平成30年4月現在222課程)

<目的> プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業

②双方向若しくは多方向に行われる討論

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

③実地での体験活動

④企業等と連携した授業

(インターンシップ、留学や現地調査等) (企業等とのフィールドワーク等)

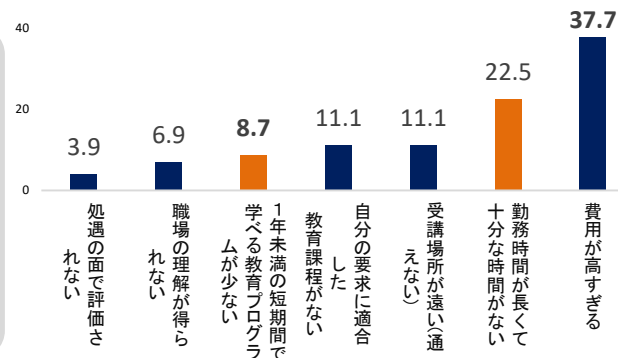
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)



今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、**短期間で修了できるプログラムのニーズが高い**

履修証明制度(※)について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直し、より短時間のプログラムについてもBP認定の対象に

➡ **社会人の多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進**



※主に社会人を対象とする正規の課程以外の教育プログラムのうち、一定の要件を満たすもの(履修証明プログラム)について、修了者に対して、学校教育法に基づく「履修証明書」を交付できる制度

課程類型ごとの専門実践教育訓練指定状況

※当該課程類型に該当する講座の数に占める指定講座数は、指定を受けていない理由は様々であるものの、指定基準でどの程度絞り込まれているかを推認するための参考。

	当該課程類型に 該当する講座の数	30.4.1時点の指定 講座数	指定を受けていない理由 (教育訓練機関からの要望等)
① 業務独占・名称独占資格 の養成課程	—	1,180	○ 修了者の資格合格率が全国平均以下である ○ 資格を取得するために必要な最短の課程でない（例：4年制大学の保育士養成課程） ○ 最短の課程であるが、4年間の通学を要する（例：定時制の看護師養成3年課程、管理栄養士の養成課程） ○ 就職・在職率が80%以下である（※長期履修者や大学等への進学者等の存在など、訓練の質とは異なる理由により要件を満たすことが困難な場合も存在）
(例) 看護師養成課程	1,090 (平成29年4月時点)	233	
介護福祉士養成課程	406 (平成29年4月時点)	121	
保育士養成課程	669 (平成29年4月時点)	73	
② 職業実践専門課程	2,885 (平成30年2月時点)	742 (※※)	
③ 専門職学位課程	173専攻 (講座数不明) (平成29年4月時点)	63専攻 (77講座)	○ 3年制・4年制の課程である ○ 就職・在職率が80%以下である（※につき同上） ※※第1類型として指定を受けている講座が、一定数存在する。
④ 職業実践力育成 プログラム	222 (平成30年4月時点)	94	○ 司法試験合格率・定員充足率要件を満たしていない（法科大学院） ○ 開講したばかりの講座について、指定申請の前提となる過去実績がない
⑤ 高度IT資格の取得を目標 とする課程	正確な把握は困難	12	○ 開講したばかりの講座について、指定申請の前提となる過去実績がない ○ 就職・在職率が80%以下である（※につき同上）
⑥ 第四次産業革命スキル習 得講座	正確な把握は困難	16	○ ITSSレベル4相当の資格を目標とする課程に係る指定要件緩和（H29.10指定より適用）を受けた申請準備途上である ○ 経済産業省が制度創設（H29.7）をしてから間もなく、申請準備途上である（H30.4指定より適用）